
令和7年 第7回（定例）木城町議会議録（第3日）

令和7年9月12日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和7年9月12日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（10件）

議案第60号 木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第61号 木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）

議案第67号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 財産の取得について

2) 産業文教常任委員会付託議案（3件）

議案第65号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）

議案第70号 財産の取得について

3) 決算審査特別委員会付託議案（8件）

議案第52号 令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

- 議案第57号 令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について
議案第58号 令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第59号 令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第2 議案第72号 教育委員会委員の任命について
日程第3 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第4 議案第73号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第5号）
日程第5 委員会付託の省略
日程第6 議案に対する質疑
日程第7 発委第2号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 発委第3号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第9 発議第1号 議員報酬及び定数検討特別委員会に関する決議について
日程第10 議員派遣の件
日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告
日程第12 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
1) 総務常任委員会付託議案（10件）
議案第60号 木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第61号 木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号 木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）
議案第67号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 財産の取得について

2) 産業文教常任委員会付託議案 (3件)

議案第65号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算 (第4号) (関係部分)

議案第70号 財産の取得について

3) 決算審査特別委員会付託議案 (8件)

議案第52号 令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

議案第57号 令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について

議案第58号 令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第59号 令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第2 議案第72号 教育委員会委員の任命について

日程第3 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 議案第73号 令和7年度木城町一般会計補正予算 (第5号)

日程第5 委員会付託の省略

日程第6 議案に対する質疑

日程第7 発委第2号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 発委第3号 木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 発議第1号 議員報酬及び定数検討特別委員会に関する決議について

日程第10 議員派遣の件

日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

日程第12 各委員会の閉会中の調査

出席議員 (9名)

1番 矢野 哲也君

2番 荒川 浩君

3番 久保富士子君

5番 桑原 勝広君

6番 中武 良雄君

7番 後藤 和実君

9番 甲斐 政治君

10番 中竹 義一君

11番 眞鍋 博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 日高 真衣君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壱岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	濱砂 光章君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。
携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださいようお願いいたします。
いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、議案の追加等により日程の変更がありましたので、9月10日開催の議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（眞鍋 博） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案10件、議案第60号木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第61号木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、議案第62号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）、議案第67号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第71号財産の取得について、以上、10件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、荒川浩議員。2番、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君） 令和7年第7回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、9月9日及び10日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第60号木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第61号木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第62号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第63号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第64号木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第67号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第68号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第69号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第71号財産の取得について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案3件、議案第65号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）、議案第70号財産の取得について、以上3件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、桑原勝広議員。5番、桑原勝広議員。

○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、9月9日、10日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第65号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）（関係部分）、原案可決です。

議案第70号財産の取得について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、一議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第60号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案8件、議案第52号令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について、議案第57号令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について、議案第58号令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第59号令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以

上8件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、矢野哲也議員。1番、矢野哲也議員。

○決算審査特別委員会委員長（矢野 哲也君） 決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

まず、議案第52号令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定です。

次に、議案第53号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定です。

次に、議案第54号令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定です。

次に、議案第55号令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定です。

次に、議案第56号令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について、認定です。

次に、議案第57号令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について、認定です。

次に、議案第58号令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決です。

次に、議案第59号令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決です。

委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された議案8件について、委員9人により、町長、副町長、教育長及び各担当課長に出席と資料をいただき、審査をしました。

令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算、ほかの特別会計、企業会計においても審査し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査を行いました。

執行部の皆様には、ご協力いただきましてありがとうございました。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第52号から議案第59号に至る8議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第59号に至る8議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の20議案について議案番号順に従い、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

ここでお諮りいたします。議案第52号から議案第59号までの8議案につきましては、決算審査特別委員会にて全議員により審査し、審査において反対討論、賛成討論もありませんでしたので、討論を省略し一括採決といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認め一括採決といたします。

議案第52号から議案第59号までの8議案につきましては、討論は省略し、一括採決することに決定いたしました。

議案第52号から議案第59号までの8議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定及び決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり認定及び可決されました。

次に、議案第60号木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する

る産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号財産の取得について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号財産の取得について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第72号

○議長（眞鍋 博） 日程第2、議案第72号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 諒問第1号

○議長（眞鍋 博） 日程第3、諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本件に対して中井裕子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、中井裕子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第4. 議案第73号

○議長（眞鍋 博）次に、議案上程を行います。提出されました日程第4、議案第73号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君）ただいま追加で上程をいただきました議案第73号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号は、令和7年度木城町一般会計補正予算（第5号）であります。

補正予算第5号は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の内示をいたしましたことによります、遊びと学びを包摂した魅力探求プロジェクト事業として、外部専門家の活用、観光マーケティング・企画運営支援等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ64億5,815万9,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額46万2,000円であります。

歳出は、商工費増額92万4,000円、予備費減額46万2,000円であります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（眞鍋 博）町長の提案理由説明が終わりました。

日程第5. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博）日程第5、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博）日程第6、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第73号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第73号令和7年度木城町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。議案第73号に対する質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） いま一度、その内容についての詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 地域政策課長。

○地域政策課長（壱岐 和寿君） 予算書15ページ、観光費の委託料につきましては、遊びと学びを包摂する魅力探求プロジェクト事業費となります。国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、2分の1の補助を受けて実施しますが、この事業につきましては、まちのイメージ戦略と観光文化施設の効果的な活用が目的となっております。町内に点在する観光文化施設の事業展開の方向性を統一した活用を図り、効果的なプロモーションや観光振興、交流事業の企画を立案するためのまちのブランドイメージを構築し、プロモーション潜在の作成や、新たな体験型観光プランの実施に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、外部専門家を活用し、専門的知見や情報分析、利用者アンケート等の実態調査、町民・学生関係者向けワークショップ等の意識調査などを通して、まちのブランドイメージの構築、観光プランのテスト企画等を実施していきます。なお、この事業は、令和7年度から9年度の3か年にかけて実施していく予定しております。今年度につきましては、専門家の派遣と実態調査、意識調査等の準備を予定しているところで、予算につきましては、92万4,000円を計上しているところでです。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第73号に対する討論を行います。

本件に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 発委第2号

日程第8. 発委第3号

○議長（眞鍋 博） 日程第7、発委第2号及び日程第8、発委第3号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、中竹義一議員から一括して趣旨説明を登壇の上、求めます。10番、中竹義一議員。

○議会運営委員会委員長（中竹 義一君） 発委第2号、趣旨説明を行います。

発委第2号は、木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてあります。提出の理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、議会委員会条例に基づく文書等の届出を電子情報処理組織にて行うことができるようにするため、条例の改正をするものです。

続きまして、発委第3号、趣旨説明を行います。

発委第3号は、木城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてあります。

提出の理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、会議規則における通知や会議等の記録を文書でなく、電子情報処理組織によって通知や記録ができるようにするため、規則の改正をするものです。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発委第2号及び発委第3号に対する1議案ごとの質疑を行い、次に討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。まず、発委第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、発委第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、発委第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、発委第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（眞鍋 博）賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第1号

○議長（眞鍋 博）日程第9、発議第1号議員報酬及び定数検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

矢野哲也議員ほか1名から提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略し、提出者1番、矢野哲也議員の趣旨説明を登壇の上、求めます。1番、矢野哲也議員。

○議員（1番 矢野 哲也君）発議第1号議員報酬及び定数検討特別委員会の設置に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。現在、小規模な自治体は議員報酬が低水準であり、そのことが議員の成り手不足の一つの要因であると言われています。また、人口減少も鑑み、議員定数の見直しの議論も同時にされています。そこで、本町でも議員報酬や定数の見直しは、議員の処遇改善の観点だけでなく、多様な人材が立候補できる環境をつくるために議論が必要であると考えます。そのために、議員報酬や定数の見直しについて議論をする特別委員会の設置を提案いたします。以上の理由で、本定例会において、議員報酬及び定数検討特別委員会の設置に関する決議についてを提出します。ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（眞鍋 博）提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。発議第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）質疑なしと認めます。これより、発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号議員報酬及び定数検討特別委員会の設置に関する決議について

は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号議員報酬及び定数検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議員報酬及び定数検討特別委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、矢野哲也議員、荒川浩議員、久保富士子議員、桑原勝広議員、中武良雄議員、後藤和実議員、甲斐政治議員、中竹義一議員の8名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議員報酬及び定数検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議員報酬及び定数検討特別委員会において、委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたします。

午前9時42分休憩

午前9時42分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員報酬及び定数検討特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に矢野哲也議員、副委員長に後藤和実議員が互選されました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（眞鍋 博） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は、議長に一任

することに決定いたしました。

日程第11. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

○議長（眞鍋 博）　日程第11、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長、荒川浩議員。2番、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君）　総務常任委員会にて、所管事務調査を行いましたので、報告いたします。

資料の議会報告第2号をご覧ください。

7月15日火曜から17日木曜まで宮城県南三陸町に行きました。初日の予定では山形県西川町にも研修に行く予定でしたが、飛行機の遅延により中止になりました。南三陸町では、大規模災害における議会議員の果たす役割について、被害、日本大震災を経験している議員との研修、意見交換を行いました。内容については資料をご覧ください。

まとめございます。今回の研修では、自分の命は自分で守る。より早く、より高いところに避難するとの言葉が耳に残りました。まずは自分の命を守るべき行動をとってもらえるように、避難所への経路や物資確保などを徹底して行える体制づくりが必要であると感じました。また、定期的な避難訓練、啓発活動を行うことで、町民の危機管理能力を向上させることも大事であると思いました。想定外のことを想定するのは大変難しいことであるが、南海トラフ巨大地震の想定範囲内である本町、被害を最小限に食い止めるとともに、被害関連死を出さないためにも、大災害後の議会の活動について今後も協議していくよい研修となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博）　次に、産業文教常任委員会委員長、桑原勝広議員。5番、桑原勝広議員。

○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君）　産業文教常任委員会として報告することは特にありません。

以上です。

○議長（眞鍋 博）　次に、議会運営委員会委員長、中竹義一議員。10番、中竹義一議員。

○議会運営委員会委員長（中竹 義一君）　報告することは特にございませんけども、今回、発委第2号、第3号と条例の制定についての提案が、採決されました。これからの議会も紙から電子

情報処理組織、タブレット等に移行されると思います。私自身も不安ではありますが、慣れることが大事だと思っております。これからも頑張っていきましょう。

○議長（眞鍋 博） 次に、議会広報編集特別委員会委員長、矢野哲也議員。1番、矢野哲也議員。

○議会広報編集特別委員会委員長（矢野 哲也君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。木城町議会だよりの編集作業のため10月1日から10月8日をかけ合計3回の委員会を開催いたします。原稿の作成に各議員のご協力をいただきますようお願いいたします。

次に所管事務調査を行いましたので報告いたします。6月26日から27日にかけて福岡県大野城市議会と大刀洗町議会の議会広報委員会に伺いました。主な内容は議会広報誌の編集と発行についてであります。各議会広報委員との意見交換の内容につきましてはお配りしている資料の議会報告第1号をご覧ください。

今回の研修で議会だよりの編集方法や配慮している点を伺いました。また、本町の議会だよりについて意見を伺ったところです。両議会とも活発な広報委員の活動や議会だよりの作成に対する取り組む姿勢が垣間見えました。この研修を活かし、より一層町民に关心を持ってもらえるような広報誌の作成に努めています。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 次に、新田原基地対策特別委員会委員長、甲斐政治議員。9番、甲斐政治議員。

○新田原基地対策特別委員会委員長（甲斐 政治君） 新田原基地対策特別委員会としては特段報告することはございません。

○議長（眞鍋 博） 次に、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長、矢野哲也議員。1番、矢野哲也議員。

○議員報酬及び定数検討特別委員会委員長（矢野 哲也君） 次に、議員報酬及び定数検討特別委員会から報告いたします。先ほど委員会設置について可決をいただきました。これから議員の待遇や議会の質の向上などの課題に取り組み、魅力のある議会環境に努めています。今後、次期議員改選前を目指して協議を進めています。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第12. 各委員会の閉会中の調査

○議長（眞鍋 博） 日程第12、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、

議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に関する事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関する事項について、新田原基地対策特別委員会委員長から新田原基地関連の情報収集及び調査等に関する事項について、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から議員報酬及び定数の調査及び検討等に関する事項について閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から申出のとおり閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月5日には開会されて以来、本日までの8日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和7年第7回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。8日間にわたりました第7回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

上程いただきました23議案全て原案のとおり認定、可決、同意、適任をいただきました。お礼を申し上げます。

今回肉付けいたしました補正予算、それから条例改正など町のさらなる振興と町民の福利向上に寄与するため全力で取り組んでまいります。

そして、今日9月12日は木城町にとっても私にとっても忘れない日となっております。いわゆる田神水害の日であります。田神水害から62年を迎えております。1963年（昭和38年）9月12日の午後7時ごろ、1時間雨量113ミリという大雨が降り、行方不明者2人、経済動物5頭が死亡しております。尊い命が奪われた水害でした。多分木城町（木城村）にとって初めての人命を失った水害だと思っています。この田神水害を風化させず教訓として災害対応に当たっていく思いを新たにしております。

これから台風などの自然災害のシーズンをを迎えます。そしていつ来るか分からない南海トラフ大地震への備えも必要であります。命の尊さと、当たり前の日常の尊さをかみしめながら、常 在危機の意識を持って予防防災や啓発に努めてまいります。

当面の行事につきましてはお手元に配付しておりますのでご覧いただきたいと思います。引き 続き地域再生と小さくてもキラリと光るまちづくりの種を蒔いてまいりますので議員各位のご理 解、ご協力をお願い申し上げまして第7回木城町議会定例会のご審議のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 議員の皆さんには、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時59分閉会
